

舞鶴債第 11 号  
令和 2 年 5 月 26 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

債権の放棄について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名 称	件数	金 額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備 考
1	夏期歳末くらしの資金貸付金	29 件	2,630,500 円	生活困窮状態 (条例第 6 条第 1 号該当)	令和 2 年 3 月 31 日	福祉部福祉企画課	
2	夏期歳末くらしの資金貸付金	50 件	2,697,000 円	消滅時効期間満了 (条例第 6 条第 6 号該当)	令和 2 年 3 月 31 日	福祉部福祉企画課	
3	市営住宅使用料	29 件	9,464,199 円	生活困窮状態 (条例第 6 条第 1 号該当)	令和 2 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	
4	市営住宅共益費	6 件	57,500 円	生活困窮状態 (条例第 6 条第 1 号該当)	令和 2 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	
合計		114 件	14,849,199 円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞上お第 40 号  
令和 2 年 5 月 26 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

債権の放棄(水道事業分)について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	水道料金	21 件	409,497 円	相続人不存在 (条例第 6 条第 2 号該当)	令和 2 年 3 月 31 日	上下水道部お客様 サービス課	
2	水道料金	3 件	138,713 円	法人破産 (条例第 6 条第 3 号該当)	令和 2 年 3 月 31 日	上下水道部お客様 サービス課	
3	水道料金	23 件	953,902 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 2 年 3 月 31 日	上下水道部お客様 サービス課	
4	水道料金	167 件	4,258,699 円	消滅時効期間満了 (条例第 6 条第 6 号該当)	令和 2 年 3 月 31 日	上下水道部お客様 サービス課	
合計		214 件	5,760,811 円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞市病第99号  
令和2年5月26日

舞鶴市議会議長

上羽和幸様

舞鶴市長 多々見良三  
(公印省略)

債権の放棄(病院事業分)について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	病院及び診療所の使用料等	1件	305,490円	相続人不存在 (条例第6条第2号該当)	令和2年3月31日	市民病院管理部 総務課	
2	病院及び診療所の使用料等	86件	1,233,649円	消滅時効期間満了 (条例第6条第6号該当)	令和2年3月31日	市民病院管理部 総務課	
合計		87件	1,539,139円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。